

令和4年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第3号）

- 1 令和4年9月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。
- 2 出席した議員は次のとおりである。

1番 閑田大祐	2番 森若 巖
3番 渡辺年範	4番 浜田幸造
5番 尾尻康二	6番 進藤雅通
7番 水橋直行	8番 森 ルイ
9番 上青木 至	
- 3 欠席した議員は次のとおりである。

10番 信谷俊樹
- 4 会議録署名議員は次のとおりである。

6番 進藤雅通	8番 森 ルイ
---------	---------
- 5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 宮地丈彦	書記 角本奈緒子
-------------	----------
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長 高田幸典	副町長 望月邦彦
教育長 恵良隆久	総務課長 山本秀樹
企画課長 川本亮之	税務課長 平道龍二
住民課長 柿本賢士	福祉課長 川野義彦
保健衛生課長 竹下良二	地域経営課長 坂田 誠
建設課長 藤原通伸	上下水道課長 池田真二
会計課長 亀井成美	教育課長 有田芳徳
- 7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	認定第	1号	令和3年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第	2号	令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について
第 3	認定第	3号	令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について
第 4	認定第	4号	令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳

入歳出決算認定について

- 第 5 認定第 5 号 令和 3 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 3 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 3 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9 号 令和 3 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 10 号 令和 3 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 11 号 令和 3 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 12 号 令和 3 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について
- 第 13 議案第 50 号 広島県水道広域連合企業団の設立について
- 第 14 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○副議長（水橋直行君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○副議長（水橋直行君） お諮りします。

日程第 1、認定第 1 号令和 3 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 12、認定第 12 号令和 3 年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） ご異議はないようなので、認定第 1 号から認定第 12 号まで一

括上程させていただきます。

本件について、決算特別委員長の報告を求めます。

委員長、演台にお進みください。

○決算特別委員長（上青木 至君） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

結論といたしまして、決算特別委員会で審議した結果、町の財政状況及び各課の予算執行状況はおおむね妥当と思われる。

健全化判断比率、実質公債費比率、資金不足比率などの各種指標、基金の運用状況など、安定的な財政運営状況であると言える。しかしながら、少子・高齢化等による町の労働力の減少や、また長期化するコロナ禍で既に景気の落ち込んでいる業界、あるいはこれから業績の悪化を迎える業界など、社会的に大きな懸念を抱える中、町にはより弾力的な政策とその実行力が求められる。コロナ禍で執行できなかった事業の今後の展開やコロナ後の新たな事業の模索など、時節に応じた対応と町の将来を見据えた行財政運営を求めたい。

以上により、認定第1号令和3年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算から認定第12号令和3年度大崎上島町水道事業会計の決算について、全員一致で認定すべきものと決定したので、大崎上島町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

それでは、日程第1、認定第1号令和3年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定につ

いてから、日程第12、認定第12号令和3年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括採決します。

お諮りします。

認定第1号から認定第12号までを委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第12号までは委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

暫時休憩いたします。

そのまま本会議場にて全員協議会を開催します。

本会議は、全員協議会終了後、再開いたします。

午前9時05分 休憩

午前9時30分 再開

○副議長（水橋直行君） 休憩を解いて会議を再開します。

○副議長（水橋直行君） 日程第13、議案第50号広島県水道広域連合企業団の設立についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第50号広島県水道広域連合企業団の設立について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第284条第3項の規定により、本町と広島県、その他9市4町において広島県水道広域連合企業団の設立に関する広島県水道広域連合企業団規約を制定することに関し、広島県及び関係市町と協議することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田真二君） 広島県水道広域連合企業団の設立の詳細について説明いたします。

本町の水道事業については、人口減少等に伴う給水収益の減少、施設老朽化に伴う更新

費用の増加などにより経営の悪化が見込まれ、水道事業の持続性を確保するためには経営基盤の強化が喫緊の課題であり、その解決に当たっては水道事業の広域連携は大変有効な手段であると考えております。

こうした認識の下、本町においては、昨年4月から広島県水道企業団設立準備協議会に参画し、令和5年度の水道事業の統合と、統合後の新たな経営主体としての広域連合企業団の設立に向け検討を進め、本年7月に広島県水道企業団事業計画と広島県水道広域連合企業団規約案について取りまとめを行ったところです。

規約案の主な内容としては、第1条において名称を広島県水道広域連合企業団とすること、第2条において組織する地方公共団体を広島県、大崎上島町と竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、世羅町及び神石高原町の15団体で構成すること、第4条において処理する事務を水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関することとすること、第7条から第10条において広域連合企業団の議会定数を19人とし、議員は企業団を組織する県及び14市町の議員または長のうちから県及び当該市町の議会の選挙により選出することとし、本町の定数は1名であること、第11条から第12条において広域連合企業団の長として企業長を置き、企業長は県及び当該市町の長のうちから県及び当該市町の長の選挙により選出されること、第18条において監査委員を、第19条において選挙管理委員会を設置すること等を定めており、今後広域連合企業団の下、将来にわたり安全・安心な水を適切な料金により安定供給する水道システムの構築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 2点ほど確認させてください。

企業団が設立された際の供給人口、それからこの企業団の職員がそれぞれの町から出向とかそういう形になるのかどうか分かりませんが、その職員の配置の仕方、もしくは職員の立場がどういったものになるのか、例えば出向なのか派遣になるのか、そういったことを教えてください。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田真二君） 閑田議員の質問にお答えします。

まず、供給人口についてですが、手元に人数等を用意しておりませんが、市町別となる会計でありますので、特に供給人口等は企業団に移行しても変わらないと考えております。

職員についてですが、派遣職員となります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） いや、供給人口が変わらないというか、要は水道の供給事業そのものが企業団に引き継がれるわけですね。企業団として全体の供給人口がどのぐらいになるのかということなんですけども。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田真二君） おっしゃられるとおり、企業団としての人口は当然14市町となりますので供給人口自体は増えますが、大崎上島町としては会計が違うということもあり、個別にそれぞれ積み上げていくものと考えております。

○副議長（水橋直行君） いいですか。

ほかに質問はありませんか。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） これは町単独でやるよりもこの企業団体へ入ったほうが今後の水道料金の値上げ率が少ないということなんですけど、入っても上がっていくわけなんですね。そういったときに、町民の方の生活に欠かせない水です。必ず使っていく水でもあるし、欠かせない水でもあるので、この料金になるべく上がらない、上げていかないっていうことも大切だと思うんです。生活していく上で大事な水でありますので、なるべく上げないような対策っていうのは何か考えとってでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田真二君） 進藤議員の質問にお答えします。

料金等のこともあります。料金を抑える、なるべく上がらないようにするために企業団に参画すると考えております。

○副議長（水橋直行君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 入ったほうが料金は少ないっていうことでもありますし、それで

ももっと下がるような対策とかがあればやっていてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（水橋直行君） 答弁は要らん。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第50号広島県水道広域連合企業団の設立についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第14、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長において事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和4年第3回大崎上島町議会定例会を閉会します。

午前9時40分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

副議長

署名議員

署名議員